

宮崎市職員措置請求書の公表について

平成 26 年 9 月 25 日に提出のあった地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項に基づく宮崎市職員措置請求書について、平成 26 年 9 月 29 日の監査委員会議（臨時会）で、本請求を 9 月 25 日付で受理し監査を実施する旨の決定を行ったので、宮崎市ホームページに公表します。

宮崎県宮崎市職員措置請求書

平成26年 9月25日

宮崎市監査委員 殿

請求者

住所

職業

氏名

住所

職業

氏名

住所

職業

氏名

住所

職業

氏名

宮崎市長、宮崎市上下水道局長に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

宮崎市上下水道局が平成25年12月に宮崎市大瀬町の同水道局の浄水場建設予定用地（約5万4千平方メートル）を随意契約により売却処分したことは、入札による売却を意図的に怠り、市民の財産をより高く売却しなければならない地方自治体の責任と義務を放棄した不当な処分であり、適正で必要な措置を請求します。

宮崎市上下水道局が大瀬町浄水場建設予定地として取得した土地には、土地の取得費、企業債利息及び維持管理費など、総額約4億4千万円が投じられています。平成26年1月15日付宮崎日日新聞の記事は、この土地を随意契約で「陽陽」（米良充典代表）にわざ

26.9.25

か1億10万円で売却したと報じています。市民の税金を約4億4千万円も投じ造成した浄水場建設用地が必要でなかったことに、驚きと怒りを禁じえません。さらに宮崎市長並び宮崎市上下水道局長に対し、市民の財産を約3億4千万円も失った責任を厳正にとることを請求します。

平成23年3月の宮崎市包括外部監査の結果報告書が、大瀬町浄水場建設予定地が塩漬けの状況になっていたことから売却を検討すべきとの指摘をしていました。宮崎市上下水道局は早期に同土地を処分することにしたようですが、宮崎市上下水道局並び宮崎市がより高く売却できるよう努力することは当然のことです。ところが、宮崎市長並びに宮崎市上下水道局長は、入札による売却ではなく随意契約により売却しました。

さる9月議会の一般質問では、随意契約で当該土地を売却した企業グループに賃貸または譲渡することを約束する証明書を渡していたことが明らかにされました。その理由がその土地を太陽光発電に使用する際、より高い再生可能エネルギーの買取価格を保障するためだというのです。これは自治体が特定企業に利益あるいは便宜を供与したことにはかならずして許されません。宮崎市内の状況を見ても太陽光発電用として土地を求めている企業は少なくなく、入札を行えばより高く土地を売却できる可能性がありました。特定の企業になぜ随意契約で売却したのか（しなければならなかつたのか）、その真実は市民に説明されていません。宮崎市上下水道局が随意契約で売却したことは、財産処分の原則を放棄する極めて不適切なものです。

よって地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、以下の項目について厳正で必要な措置を請求します。

1. 会計法、地方公営企業法施行令は、財産を処分する際には競争入札による契約を求めており、随意契約とできる（一般競争入札にできない）正当な理由はなく、今回の随意契約を無効とし、あらためて一般競争入札による契約を行うよう請求します。

2. 一般競争入札をしていれば応札する企業がありえ、随意契約より高く売却できたと考えられることから、市長並びに上下水道局長はその損失額を市に還付することを請求します。

3. 再生可能エネルギーの固定買取価格をより高く売電できるように、市上下水道局が特定の企業に対して賃貸または譲渡する用意があるとする「証明書」を発行したうえ、「証明書」を発行した企業に対し随意契約で当該土地を売却したことは便宜供与であり、地方自治法並びに地方公務員法にもとづき市長並びに上下水道局長を処分することを請求します。

事実証明書

1. 宮崎日日新聞 平成26年1月15日付記事の写し
2. 平成25年1月18日付、再生可能エネルギー特別措置法に基づく設備認定取得に係る証明書発行について（依頼）の写し
3. 平成25年1月23日付、【賃貸／譲渡】証明書の写し